

平成25年度いじめ調査の実施について（概要）

1 調査の目的

いじめは、決して許されない深刻かつ重大な人権侵害であり、どの子にも、どの学校でも起こる得るものである。本調査を通じて、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていく。

2 調査対象

府内の全公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒（京都市立学校を除く）

3 調査方法

学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケート調査と個別の聞き取り調査を実施する。
※ アンケート調査については、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町(組合)教育委員会の判断により無記名も可とする。
※ 特別支援学校の児童生徒及び小学校1・2・3年生に対しては、アンケート調査によらない調査方法も可とする。

4 調査の実施

- (1) 1回目の調査は3の調査方法により、平成25年8月の報告までに実施。
- (2) 2回目の調査は3の調査方法により、平成25年12月(府立)、26年1月(小中)の報告までに実施。
- (3) 2回目以降の調査については、アンケート・面談・日常の観察等、学校の実態に応じて平成26年3月末までに実施。
- (4) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施。

5 結果の集計

- (1) 調査結果は次の3段階で集計する。
 - ・ 1段階：アンケート調査と個別の聞き取り調査の結果を踏まえ、児童生徒が「いやな思いをした」と感じたものを幅広く把握したもの。
※ 「ふざけて回答したケース」、「明らかに一過性のけんか」、「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。
 - ・ 2段階：1段階で把握したものうち、教職員が組織的・継続的に指導や経過観察の必要があるもの。
 - ・ 3段階：2段階で把握したものうち、学校として、児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事態に至るおそれがあると考えられるもの。
- (2) 各段階ごとに「件数」「解消件数」「態様」を集計する。
- (3) 集計には、アンケート調査等で把握したもの他に、教職員が日常的に把握したものも含むものとする。

6 結果の公表

- (1) 学校は、調査結果について教職員以外の外部(学校評議員、スクールカウンセラー等)の視点を取り入れた第三者による検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。
- (2) 今回の調査に基づく報告結果については、原則公表するものとする。

参考

【いじめ防止対策推進法】

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講じるものとする。